

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

|            |   |
|------------|---|
| 論題         | 総務行政の主な課題   |
| 著者 / 所属    | 荒井 透雅・皆川 健一 / 総務委員会調査室  |
| 雑誌名 / ISSN | 立法と調査 / 0915-1338   |
| 編集・発行      | 参議院事務局企画調整室   |
| 通号         | 432号  |
| 刊行日        | 2021-2-19   |
| 頁          | 24-39   |
| URL        | <a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20210219.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20210219.html</a> |

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

## 総務行政の主な課題

荒井 透雅

皆川 健一

(総務委員会調査室)

### 1. 地方行政関係

- (1) 新たな過疎対策法制定に向けた動き
- (2) 地方公務員制度をめぐる動き
- (3) 地方自治体の情報システムの標準化
- (4) マイナンバーカードの利活用促進

### 2. 情報通信・放送・郵政関係

- (1) インターネット上の権利侵害情報の発信者情報開示制度の見直し
- (2) 携帯電話市場の活性化
- (3) NHK改革
- (4) デジタル時代における郵便局（郵便局における地方自治体からの受託事務の拡大等）

総務行政については、令和2（2020）年9月30日に総務省から「デジタル変革を通じた新しい地域と社会の構築」（総務省重点施策2021）として、令和3（2021）年度に積極的に取り組むべき重要施策等が発表されており、その内容に則して、総務省等に置かれた審議会・研究会等において具体的な検討が進められている。

また、武田総務大臣は総務行政関連の専門誌に寄せた年頭所感で、社会全体のデジタル変革と「新たな日常」の構築、東京一極集中の是正・ポストコロナ社会に向けた地方回帰の支援、防災・減災、国土強靱化の推進、経済・社会を支える地方行財政基盤の確保、持続可能な社会基盤の確保等に取り組む意向を表明している<sup>1</sup>。

本稿では、このような最近の状況を踏まえ、特に直近の動向等を紹介することを通じて、総務行政に関し当面する主な課題を概観することとしたい（なお、令和2（2020）年末の予算折衝で決定された令和3（2021）年度地方財政対策については、『立法と調査』No. 431

<sup>1</sup> 武田総務大臣年頭所感『地方議会人』（2021.1）8頁

の野内修太「令和3年度地方財政対策の概要と主な論点」を参照されたい。)

## 1. 地方行政関係

### (1) 新たな過疎対策法制定に向けた動き

#### ア 過疎対策法の制定と変遷

我が国では高度経済成長期において、地方の人口が急激に大都市に流出し、地方では、人口減少により生活水準や生産機能の維持が困難となるなど深刻な問題が生じた。こうした問題に対処するため、昭和45(1970)年以降、過疎対策法が10年間の時限立法として数次にわたり制定されてきた(いずれも議員立法)。これによって、過疎地域に対し、国の補助率のかさ上げ、過疎対策事業債(充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70%)の発行等の支援措置が講じられてきた。

支援対象となる現行の過疎地域は、「人口要件」及び「財政力要件」(人口減少団体の平均人口減少率より人口が減少しており、財政力の弱い市町村を指定)に基づき判断され、合併市町村の特例である「みなし過疎<sup>2</sup>」や「一部過疎<sup>3</sup>」を含めれば、全1,718市町村のうち、47.6%に当たる817市町村が過疎関係市町村となっている(令和2(2020)年4月1日現在)。

#### イ 現行法に代わる新たな法改正の動向

現行の過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)は、平成12(2000)年制定、平成22(2010)年及び平成24(2012)年に有効期限を延長され、令和3(2021)年3月末で失効することとなっている。

これを受け、総務省の過疎問題懇談会は、令和2(2020)年4月17日、「新たな過疎対策に向けて～過疎地域の持続的な発展の実現～」を取りまとめた。その中で、過疎地域の要件について、「人口要件」及び「財政力要件」を維持することが適切としつつ、人口減少率の起算点(昭和35(1960)年)を見直すべきとの意見があったとしている。また、「みなし過疎」や「一部過疎」に関連し、平成の合併による合併市町村については、財政力に留意しつつ、旧市町村単位で支援する仕組みを検討する必要があるとしている。

全国知事会は、令和2(2020)年6月4日、「新たな過疎対策法の制定に関する提言」を取りまとめ、「人口要件」に係る短期要件の追加、都道府県による過疎対策事業債の発行等を要望している。さらに、過疎地域市町村及び過疎関係都道府県で構成された「全国過疎地域自立促進連盟」は、令和2(2020)年11月、「新たな過疎対策法の制定等に関する決議・要望」を取りまとめ、「みなし過疎」と「一部過疎」を含めた現在の過疎地域の継続指定や、仮に指定対象から外れた場合の激変緩和措置、過疎対策事業債の対象事業の拡大等を要望している。

こうした要望を踏まえ、各党で検討が行われているところ、自由民主党の過疎対策特

<sup>2</sup> 過疎地域市町村を含む合併による新市町村は、過疎地域市町村の要件に該当しなくても、一定の要件に該当する場合には過疎地域とみなされる(過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項)。

<sup>3</sup> 過疎地域市町村を含む合併による新市町村は、過疎地域市町村の要件・過疎地域とみなされる市町村の要件ともに該当しない場合でも、その新市町村のうち合併前に過疎地域であった旧市町村の区域は過疎地域とみなされる(過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項)。

別委員会は、令和2（2020）年12月11日の総会で、現行法に代わる新法案に関し、財政支援の対象となる地方自治体の新たな指定要件を盛り込んだ大綱を了承した。大綱では、新法案の名称を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」とし、令和3（2021）年度から10年間の時限立法としている。また、人口減少率を測る起点を現行の昭和35（1960）年から昭和50（1975）年に変更し、これにより減少率が小さくなる地方自治体が増える見通しであることから、激変緩和措置として現在の過疎地域に限って昭和35（1960）年を起点とすることも認めるとしている。さらに、財政力が低い市町村に対しては、人口減少率の要件を緩和する新たな規定を設けることとしている<sup>4</sup>。

新たな過疎対策に係る立法措置については、今後与野党で協議され、第204回国会（常会）に議員立法として提出される見込みである。

## （2）地方公務員制度をめぐる動き

### ア 会計年度任用職員制度の創設と運用実態

地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、地方公務員の臨時・非常勤職員は令和2（2020）年4月1日現在で約69.4万人（平成28（2016）年の同日から約5.1万人増）と増加してきた<sup>5</sup>。

こうした中、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保する観点から、平成29（2017）年5月に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）が成立した。本改正では、一般職として会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化し、会計年度任用職員制度への必要な移行を図ることとされた。あわせて、会計年度任用職員について、期末手当の支給を可能とするとされた。

令和2（2020）年4月からの法律施行に向け、令和2年度地方財政計画において、会計年度任用職員に対する期末手当の支給等に係る経費について1,738億円が計上された。総務省は、財政上の制約のみを理由にフルタイム雇用を抑制するのは制度の趣旨に合わない旨通知をしたものの、法律施行後、会計年度任用職員への移行に際し、フルタイム勤務からパートタイム勤務に変更となり、期末手当は支給されるが勤務時間減により全体として年収が下がるケースが見られるようになった<sup>6</sup>。

総務省が、各地方自治体の会計年度任用職員に係る制度の施行状況を調査したところ<sup>7</sup>、フルタイム勤務時間より短い勤務時間を設定している地方自治体は1,144団体あった。単に財政上の制約を理由とする回答は見られなかったものの、期末手当を支給しない団体が9団体あるほか、報酬水準が制度導入前と比べ減額となった職種がある地方自治体の中には制度の趣旨に沿わない理由により減額している例が見られるなど、まだ対応が十分でない地方自治体もあることから、制度運用について必要な適正化を図るよう

<sup>4</sup> 全国過疎地域自立促進連盟「過疎情報」No.519（令2.12.17）

<sup>5</sup> 総務省「地方公共団体における会計年度任用職員等臨時・非常勤職員に関する調査について（ポイント）」（令2.12.21）

<sup>6</sup> 『読売新聞』夕刊（令2.8.27）

<sup>7</sup> 前掲注5

助言が行われている<sup>8</sup>。不適正な対応は職員の勤労意欲をそぎ、ひいては住民サービスの低下につながりかねない問題であり、その対応が注視される。

## イ 地方公務員の定年延長

国家公務員の定年延長については、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（平成 29（2017）年 6 月 9 日閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とされた。

その後、人事院は平成 30（2018）年 8 月 10 日に「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行った。この申出においては、定年を段階的に 65 歳まで引き上げるとともに、60 歳超の職員の給与を 60 歳前の 7 割水準に設定すること、役職定年制の導入、定年前の再任用短時間勤務制の導入、能力・実績に基づく人事管理の徹底等が示された。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元（2019）年 6 月 21 日閣議決定）においても、「人事院の意見の申出も踏まえて、公務員の定年を段階的に 65 歳に引き上げる方向で検討する」とされた。

以上のような経緯を経て、令和 2（2020）年 3 月 13 日、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同日、第 201 回国会（常会）に提出された。同法律案については、検察官の役職定年の特例に関する規定が議論の焦点となり、質疑が行われたが、審査未了となった。

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）においては、地方公務員の定年について、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める」（第 28 条の 2 第 2 項）とされている。特に別段の取扱いをする合理的理由がない限り、国家公務員と同一の定年を条例で定めなければならないと解されており、国家公務員の定年が引き上げられた場合、地方公務員の定年についても連動して引き上げられることとなるが<sup>9</sup>、その他の関係制度（役職定年制、定年前の再任用短時間勤務制等）については、国家公務員において改正が行われる場合には、地方公務員法の改正が必要となる。そのため、平成 30（2018）年の人事院からの意見の申出や国家公務員における制度設計を踏まえ、地方公務員への制度導入について検討が行われ、地方公務員の定年の段階的な引上げに伴う措置を講ずるため、令和 2（2020）年 3 月 13 日、「地方公務員法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同日、第 201 回国会（常会）に提出された。同法律案は、第 201 回国会から第 203 回国会（臨時会）まで、衆議院で継続審査となっている。

令和 2（2020）年 10 月 7 日、人事院は、「公務員人事管理に関する報告」において、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に 65 歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう、改めて要請している。

なお、全国知事会からは、令和 2（2020）年 6 月 4 日、「令和 3 年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」において、①地方の意見を聴く機会を設けるとともに、制度に一定の柔軟性を持たせること、②円滑に制度移行できるよう、地方に対する丁寧な説明と、必要な助言を行うこと、③定年年齢の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を

<sup>8</sup> 総務省「会計年度任用職員制度の適正な運用等について（通知）」（令 2.12.21）

<sup>9</sup> 橋本勇『逐条地方公務員法＜第 4 次改訂版＞』（学陽書房、2016 年）599 頁

計画的に継続するために人件費が増加する場合等においては、所要の財政措置を講じること等について要望が出されている。

### (3) 地方自治体の情報システムの標準化

#### ア 現在の状況

インターネットに代表される近年のICTの発達は目覚ましく、それらの適切な活用による効率的な組織経営、便利で安全なサービス提供を行う基盤の利用は民間では既に多く実施されるようになった。しかし、地方自治体では、古くからの紙と印鑑を利用する文書決裁が残り、見直しが不十分な事務処理、必ずしも住民目線になっていない制度、増大する情報関係経費や人材の育成、政策の効果測定の困難さなど、いまだ十分とは言えない状況である。

#### イ 地方自治体の情報システム標準化に向けた動き

ビッグデータ<sup>10</sup>の利活用が低コストで可能となる「第4次産業革命<sup>11</sup>」を通じ、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらす「Society 5.0」（超スマート社会）が到来すると言われている。

こうした中、総務省は、地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・RPA<sup>12</sup>の活用について実務上の課題の整理を目的として「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」（スマート自治体<sup>13</sup>研究会）を平成30（2018）年9月に設置し、令和元（2019）年5月に報告書を取りまとめた。

その後、総務省において、同年8月に「自治体システム等標準化検討会」が設置され、住民記録システム等を対象に標準仕様書の検討が開始された。検討会では、検討の範囲、論点整理を行い、その内容に関して、全市区町村に意見照会を行っている。詳細の検討は地方自治体関係者等の構成員による分科会で行われ、取扱いが多く民間でも利用される「住民票の写し」と地方自治体間での住民異動の基礎となる「転出証明書」に関して、書式の標準化が検討された。さらに、これまで統計処理において都道府県単位で相違があった点についても標準化を図るとともに、データ活用の観点から統計項目データのオープン化が検討された。一方、この検討会では住民基本台帳事務に紐づく全ての業務・

<sup>10</sup> 一般的に、既存の通常の技術では処理や管理が困難であるほど、巨大で複雑なデータの集合を指す語である。ビッグデータは、巨大であるだけでなく、テキスト、画像、音声など様々な形式のデータが含まれる。そのため、どのように扱い、分類・分析を行っていくかも問題となることから、ビッグデータを分析するには、大掛かりな環境を用意する必要があるとされる。

<sup>11</sup> 第4次産業革命とは、18世紀末以降の水力や蒸気機関による工場の機械化である第1次産業革命、20世紀初頭の分業に基づく電力を用いた大量生産である第2次産業革命、1970年代初頭からの電子工学や情報技術を用いた一層のオートメーション化である第3次産業革命に続く技術革新を指す（[https://www5.cao.go.jp/keizai3/2016/0117nk/n16\\_2\\_1.html](https://www5.cao.go.jp/keizai3/2016/0117nk/n16_2_1.html)）（以下、URLの最終アクセスの日付はいずれも令3.2.2である。）。

<sup>12</sup> RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）とは、人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。主に企業などのデスクワークにおけるパソコンを使った業務の自動化・省力化を行うもので、業務の効率化や低コスト化を進めることができる。

<sup>13</sup> スマート自治体研究会報告書において、「スマート自治体」は「システムやAI等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体」と定義されている。

システムの議論を行うことは不可能であることから、関連が深い印鑑登録などの業務・システムについては、当面の検討対象から外された。

さらに、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元（2019）年12月20日閣議決定）において、地方自治体における情報システム等の共同利用を推進するため、地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組むとしている。具体的には、内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、令和2（2020）年度に、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務について、業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行うとしている。この作業を踏まえ、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR<sup>14</sup>（Business Process Re-engineering））の徹底を前提に業務プロセス・情報システムの標準化を進めることとしている。特に地方税、介護保険、国民健康保険、障害者福祉及び就学業務については、速やかに地方自治体の状況等を踏まえた課題を整理し、業務プロセス・情報システムの標準化により効果が見込める場合には、地方自治体関係者や事業者等を含めた研究会を組織し標準仕様書を作成するなど、標準的なクラウドシステムへの移行に向けた技術的作業に着手するとしている。

総務省は、「自治体システム等標準化検討会」における検討を踏まえ、令和2（2020）年9月に住民基本台帳分野における情報システム等の標準化について、「住民記録システム標準仕様書」を公表した。同仕様書は、全ての市区町村を対象とするもので、①カスタマイズを原則不要にする、②ベンダ（開発供給事業者）間での円滑なシステム更改を可能にする、③地方自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う、ことにより人口減少社会・デジタル社会における住民サービスの維持・向上を目的としている。また、複数のベンダが広域クラウド（全国規模のクラウド）上でシステムのアプリケーションサービスを提供し、各地方自治体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、発注・維持管理や制度改正対応の負担がほとんどなく業務を実施可能とすることを目指すものである。さらに、同検討会では、同年6月から税務システム等の標準化についても検討が行われている。

## ウ 取組の加速化

政府の「デジタル・ガバメント閣僚会議」の下に置かれた「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」の令和2（2020）年9月25日の会合において、総務省は、地方自治体の業務システムの統一・標準化の加速策の方向性として、基幹系情報システムについて、地方自治体に対して移行期間内に適合することの義務付けの法制化と、目標時期を設定し地方自治体が対応に向けて準備を始められる環境づくりをする旨を説明している。同会合で菅総理大臣は、国・地方の行政のデジタル化を実現し、あらゆる手続が役所に行かなくても実現できる、必要な給付が迅速に行わ

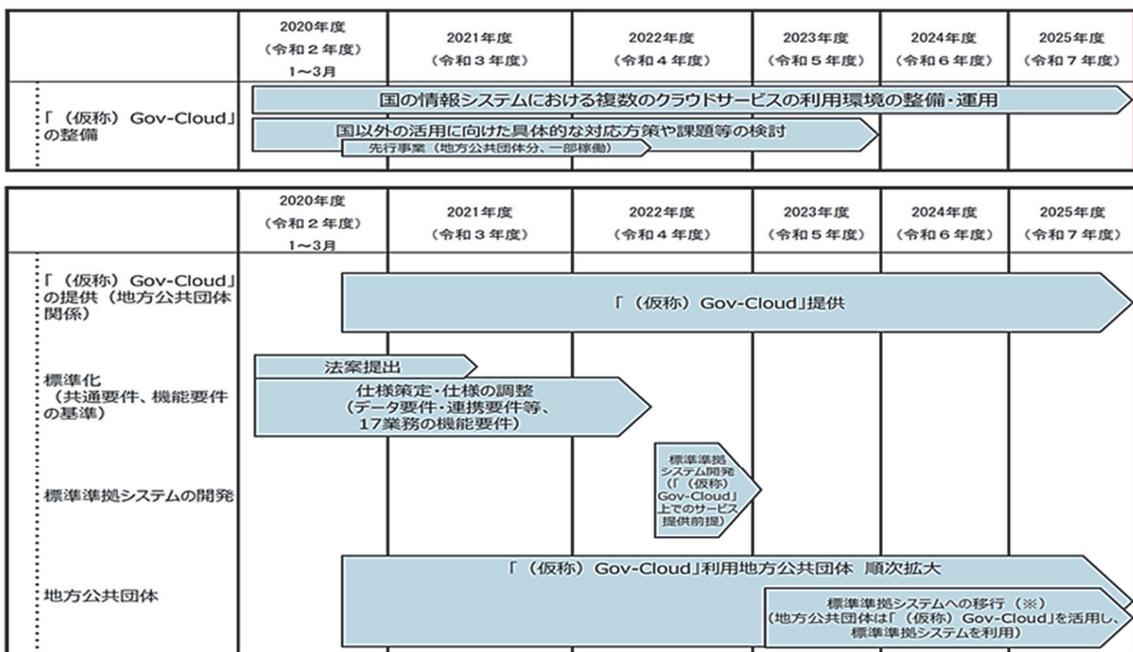
<sup>14</sup> 業務の本来の目的に向かって、既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点で、職務、業務フロー、管理機構、情報システムをデザインし直す（リエンジニアリング）という考え方。

れる社会を早急に実現する必要がある、地方自治体の業務システムの統一・標準化については、住民が引っ越しをしても同じサービスを受けられ、迅速な給付を実現するため、令和7（2025）年度末までを目指し作業を加速することに言及している。

また、同ワーキンググループで令和2（2020）年12月11日に示された「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（案）」においては、①住民記録、地方税、福祉など、地方自治体の主要な17業務を処理するシステムの標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する、②標準仕様の作成を通じて地方自治体間の業務の差異の調整に係る負担を軽減し、新たなシステムへの移行を容易にし、地方自治体の業務システムの標準化・共通化を推進する、ことにより今後の制度の改正時において、制度改正に係るシステム改修に要する費用を大幅に削減できるようにするため、地方自治体に国が定める標準仕様に準拠した情報システムの利用を求める法律案を第204回国会（常会）に提出する予定としている。

さらに、総務省は、令和2（2020）年11月より、各地方自治体が、情報システムの標準化、行政手続のオンライン化などについて計画的に取り組む方策を検討するため、「地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に係る検討会」を開催し、同年12月25日、「自治体DX<sup>15</sup>推進計画」を取りまとめた。同推進計画では、地方自治体は、目標時期を令和7（2025）年度とし、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、主要な17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行に対応するための準備を始める必要があるとしている。情報システムの標準化・共通化は、

図表1 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて一工程表一



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

（出所）デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）

<sup>15</sup> DX（デジタルトランスフォーメーション）とは、企業や行政などの組織や活動、あるいは社会の仕組みや在り方、人々の暮らしなどがデジタル技術の導入と浸透により根本的に変革すること。

基幹系システム全体の再構築が必要となり、検討開始から運用に至るまでには相当の期間を要すると考えられるため、各地方自治体においては、早期から全庁的・横断的な推進体制を整え、現行のシステムの調査や、スケジュール策定をはじめとして計画的な導入に向けた検討を行うことが求められる（図表1参照）。

#### （４）マイナンバーカードの利活用促進

マイナンバーカードは平成28（2016）年1月から交付が開始されたが、令和3（2021）年1月1日現在で、普及率は24.2%（約3,100万枚）にとどまっている。今後の更なる普及策については、政府の「デジタル・ガバメント閣僚会議」等において、①マイナポイントによる消費活性化策、②マイナンバーカードの健康保険証としての利用等の具体的な利活用策が示された。

マイナポイントによる消費活性化策とは、令和元（2019）年10月に実施された消費税率引上げに伴う消費の平準化対策であるとともに、マイナンバーカードの普及とキャッシュレス決済の拡大を目的とし、登録したキャッシュレス決済で前払い又は物品等の購入を行った場合に金額の25%（上限5,000円分）をマイナポイントとして付与する事業である。事業実施期間は、令和2（2020）年9月から令和3（2021）年9月末までである。令和2（2020）年7月から事前申込みが開始され、当初4,000万人分の予算が確保されていたが、令和3年3月末までにマイナンバーカード申請を行った者を同年9月末まで制度利用の対象とするよう見直され、対象人数を5,000万人に拡充する経費が令和2（2020）年度第3次補正予算（案）及び令和3（2021）年度予算（案）に計上されている。

また、令和元（2019）年の国民健康保険法等改正により、医療保険の保険資格の確認は原則、マイナンバーカードの電子証明書で行うこととされた。申込手続きが完了すると、令和3（2021）年3月以降は、マイナンバーカードを医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーにかざすだけで、健康保険証として利用することができる予定とされている。

さらに、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2（2020）年7月17日閣議決定）においては、マイナンバーカードの活用促進のための対策を講ずるとして、①令和4（2022）年を目途に、マイナンバーカードを活用して、生まれてから学校、職場等、生涯にわたる健康データを一覧性をもって提供できるよう取り組むとともに、当該データの医療・介護研究等への活用の在り方について検討する、②マイナンバーカードの公的個人認証の活用により障害者割引適用の際に障害者手帳の提示が不要とできるよう、デジタル対応を推進する、③e-Tax等について、自動入力できる情報（医療費、公金振込口座等）を順次拡大し、マイナンバーカードの利便性を向上させる、④在留カードとマイナンバーカードとの一体化について検討を進め、令和3（2021）年中に結論を得る、⑤運転免許証について、発行手続やシステム連携の在り方等を含めた検討を開始するなどとしており、それぞれの取組状況を注視する必要がある。

マイナンバーカード交付枚数の想定について、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」の令和2（2020）年9月25日の会合において菅総

理大臣は、令和4（2022）年度末には、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す旨述べている。また、武田総務大臣は、令和2（2020）年10月27日にマイナンバーカードの普及拡大に向けた一層の取組を要請する書簡を全国の都道府県知事・市町村長宛に発出した。そこでは、申請促進と交付体制の強化の両面から取組を強化するべく、政府の広報や未取得者へのQRコード付き交付申請書の個別送付に呼応して、商業施設等での出張申請受付や申請サポートを積極的に実施すること、申請数の倍増を前提に交付窓口や人員の増強、土日交付の更なる実施を行うための市町村の交付円滑化計画<sup>16</sup>の改訂などを要請した。

その後、総務省が取りまとめた「自治体DX推進計画」では、マイナンバーカードの利便性向上のため、第204回国会（常会）に次の制度改正を行うための改正法案を提出するとしている<sup>17</sup>。

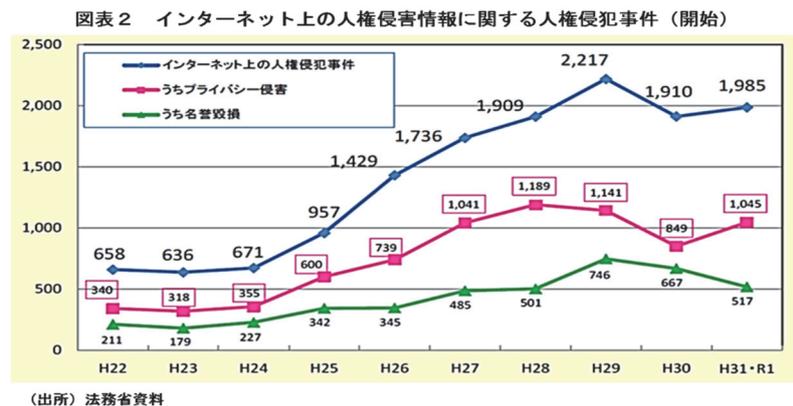
- a マイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等を、住所地市区町村が指定した郵便局において取り扱うことができることとする。
- b 署名検証者等の求めがあった場合において、本人の同意があるときは、地方公共団体情報システム機構から基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）等の提供を行うこととする。
- c スマートフォンへの電子証明書の搭載を可能とする。

## 2. 情報通信・放送・郵政関係

### （1）インターネット上の権利侵害情報の発信者情報開示制度の見直し

インターネットの利用が広く拡大し、様々な情報が流通する中、平成13（2001）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年法律第137号）（以下「プロバイダ責任制限法」という。）が制定され、権利侵害情報の流通について、送信防止措置に関する責任の明確化及び発信者情報の開示請求の制度整備が図られた。

しかしながらその後も、SNS等様々なサービスの登場に伴い、SNS上での匿名での誹謗中傷の深刻化等、インターネット上での権利侵害情報の流通は増加している（図表2参照）。一方で、現行のプロバイダ責



<sup>16</sup> 「デジタル・ガバメント閣僚会議」において示された、全体スケジュールにおけるマイナンバーカードの交付枚数想定を踏まえ、市区町村において、交付枚数の想定、交付体制の整備及び申請受付等の推進予定等を計画したもの。

<sup>17</sup> 第204回国会（常会）に内閣官房から提出が予定されるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案において、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（郵便局事務取扱法）及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（公的個人認証法）の改正が盛り込まれている。なお、郵便局事務取扱法については後述。

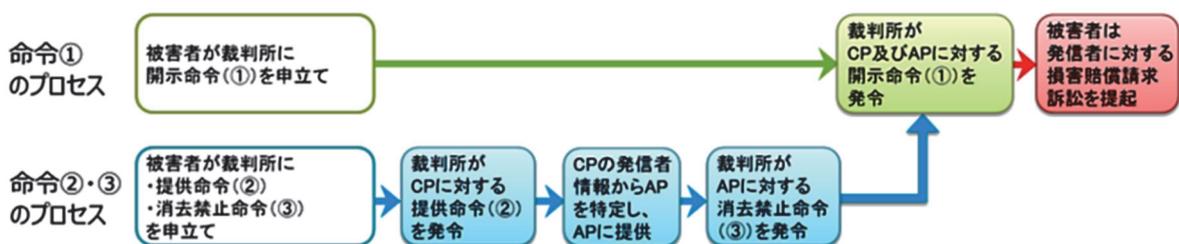
任制限法では、裁判による発信者情報の開示手続には①SNS事業者等のコンテンツプロバイダ（以下「CP」という。）への開示請求、②インターネット接続サービス事業者であるアクセスプロバイダ（以下「AP」という。）への開示請求、③発信者に対する損害賠償請求等という3段階の裁判手続が必要なことによる被害者の負担やIPアドレスなどのログが請求前に消去され、発信者の特定に至らないケースがあるなどの課題が指摘されている。総務省は、このような状況を背景に、令和2（2020）年4月「発信者情報開示の在り方に関する研究会」を開催し、発信者情報開示の在り方等について検討を開始した。

検討のさなかの令和2（2020）年5月には、女子プロレスラーがSNS上で誹謗中傷を受けた後に死亡したことなどを受け、インターネット上の誹謗中傷対策に対する社会的関心が高まった。このような中、8月には総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会」が、総合的な対策として「インターネット上の誹謗中傷への対応の在り方に関する緊急提言」を取りまとめ、「発信者情報開示の在り方に関する研究会」も発信者情報の拡大や新たな裁判手続の創設の検討を盛り込んだ「中間とりまとめ」を公表した。この「緊急提言」と「中間とりまとめ」を踏まえ、総務省は9月に「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」を取りまとめた。政策パッケージでは、①ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動、②プラットフォーム事業者の自主的取組の支援と透明性・アカウントビリティの向上、③発信者情報開示に関する取組、④相談対応の充実に向けた連携と体制整備等が盛り込まれた。このうち「発信者情報開示に関する取組」では、新たな裁判手続の創設や特定の通信ログの早期保全のための方策について引き続き検討することとされた。

その後の「発信者情報開示の在り方に関する研究会」における検討の結果、12月に「最終とりまとめ」が公表された。最終とりまとめでは、現行の請求権に基づく発信者情報の開示手続に加えて、開示可否について1つの手続の中で判断可能とするような非訟手続を創設することが提言された。

具体的には、被害者の申立てにより、裁判所が、①CP及びAPに対する発信者情報の開示命令、②発信者特定のため、CPが保有する権利侵害に係る発信者情報をAPに提供することを求める提供命令、③ログ保全等に資するよう、APに対して権利侵害に係る発信者情報の消去を禁止する消去禁止命令の3つの命令を発出できるようにする制度案が提示された。

図表3 3つの命令のフロー



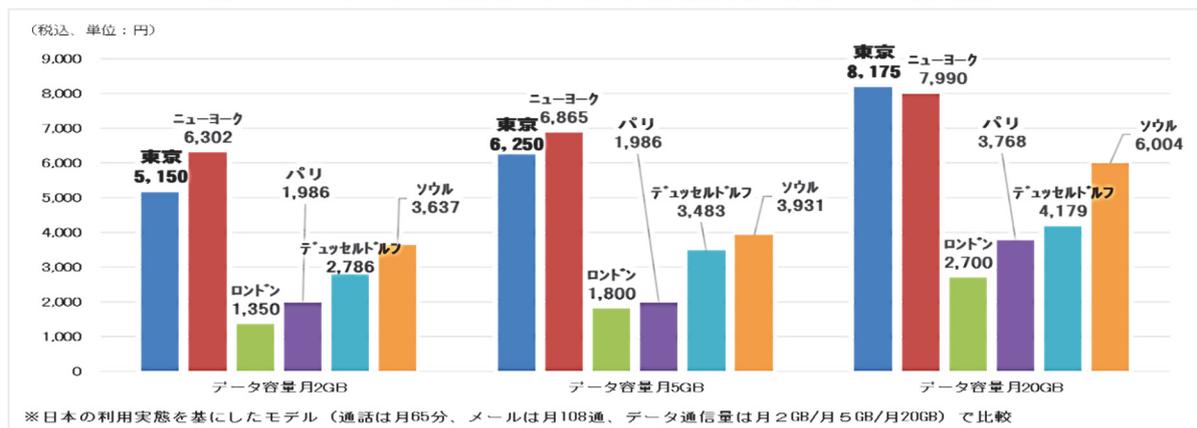
（出所）発信者情報開示の在り方に関する研究会 最終とりまとめ

総務省は、最終とりまとめを踏まえ、第204回国会（常会）にプロバイダ責任制限法改正案の提出を予定している。新たな制度創設については、中間とりまとめの際に、研究会の複数の構成員から連名で、匿名表現の自由と通信の秘密の保障のレベルを下げないようにすること等を求める文書が提出されており、最終とりまとめにおいても、発信者の権利利益の保護、具体的な開示要件や手続の濫用防止について検討されている。これらの課題について具体的な制度設計がいかになされるのかが注目される。また、9月に公表された政策パッケージに掲げられた他の政策の実施状況や効果についても検証が求められる。

## （2）携帯電話市場の活性化

携帯電話の契約数は約1億8,900万件に達し<sup>18</sup>、世帯普及率は96%を超え<sup>19</sup>、もはや携帯電話は、国民生活に必要な不可欠の生活必需品となっている。一方で、我が国の携帯電話市場は、MNO<sup>20</sup>の大手3グループ（NTTドコモ、KDDI（au）、ソフトバンク）のシェアが大きく、料金も横並びになる傾向が見受けられる。また、他の先進国と比較して料金が総じて高いとの指摘がなされている（図表4参照）。

図表4 シェア1位の事業者の料金による国際比較（令和2年3月時点）



（出所）総務省「電気通信サービスに係る内外価格差調査－令和元年度調査結果－」より作成

これまでも総務省は、通信料金と端末代金の完全分離、いわゆる2年縛りや4年縛り等の行き過ぎた囲い込みの是正等を図ることを内容とした改正電気通信事業法（令和元年法律第5号）の施行（令和元（2019）年10月）や、令和元（2019）年11月の「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」の改正による割賦購入から100日以内のSIMロック<sup>21</sup>即時解除の義務付け及び手数料等の原則無料化（令和2（2020）年4月

<sup>18</sup> 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和2年度第2四半期（9月末））

<[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban04\\_02000178.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000178.html)>

<sup>19</sup> 携帯電話・PHS及びスマートフォンのモバイル端末全体の世帯普及率。令和元年通信利用動向調査の結果

<[https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/200529\\_1.pdf](https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/200529_1.pdf)>

<sup>20</sup> Mobile Network Operatorの略。電波の割当てを受けて自ら移動通信ネットワークを整備し、サービスを提供する電気通信事業者。一方、他の電気通信事業者から移動通信ネットワークを調達して、独自のモバイルサービスを提供する電気通信事業者（MVNO：Mobile Virtual Network Operator）が存在する。

<sup>21</sup> 通常携帯電話は、携帯電話事業者が発行するICカードであるSIMカードを携帯電話端末に差しして利用する。携帯電話事業者が自社のSIMカード等特定のカードが差し込まれた場合にのみ端末が動作するよう

適用)等の実施など、携帯電話料金の適正化に取り組んできた。また、令和2(2020)年4月には新たなMNOとして楽天モバイルが本格サービスを開始した。

そして、以前、携帯電話の通信料金は「4割程度下げる余地はある」と発言した<sup>22</sup>菅官房長官(当時)が、令和2(2020)年9月の自民党総裁選挙出馬会見で携帯電話の料金引下げに言及し、その後、総理大臣就任後の第203回国会(臨時会)における所信表明演説では、携帯電話料金の引下げについて、できるものからすぐに着手し、結果を出して、成果を実感いただきたいと発言し、携帯電話料金の引下げが菅内閣の政治課題として浮上した。

携帯電話事業者各社は、このような政治からのメッセージを受け、早くも10月28日には、KDDIとソフトバンクが新料金プランを発表した。NTTドコモの完全子会社のた

図表5 携帯電話料金をめぐる最近の主な動き

赤字は政府等の動き  
青字は事業者等の動き

|         |   |
|---------|---|
| R2.8.27 | 電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するワーキンググループに乗り換え手数料をウェブについては無料とする方針を提示   |
| 9.2     | 菅官房長官(当時)、自民党総裁選挙出馬会見で携帯電話の料金引下げに言及   |
| 9.13    | 菅官房長官(当時)、携帯電話料金引下げに関連し、電波利用料見直しに言及   |
| 9.16    | 菅内閣発足   |
| 9.17    | 古谷公取委員長が記者会見で「料金値下げが実現できるよう貢献したい」旨発言  |
| 9.18    | 菅総理が総務大臣に引下げの検討を指示、武田総務大臣が記者会見で「1割以上の値下げは可能」の旨発言  |
| 9.25    | 高橋KDDI社長「要請を真摯に受け止め対応を検討したい」旨発言   |
| 9.29    | NTT、ドコモの完全子会社化の方針を発表  |
| 9.30    | 楽天、5Gサービスを4Gと同じデータ無制限で月額2,980円(税別、以下同じ)で開始  |
| 10.8    | 武田総務大臣と携帯電話利用者との意見交換会   |
| 10.27   | 総務省「競争ルールの検証に関する報告書2020」及び「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」公表  |
| 10.28   | KDDIがサブブランドのUQモバイルでR3.2から20Gバイト月額3,980円、ソフトバンクもサブブランドのワイモバイルでR2.12から20Gバイトで月額4,480円の新料金プラン発表<br>公取委が記者会見で携帯電話市場の実態調査の実施を発表、来春目途に報告                  |
| 11.4    | 楽天が乗り換え手数料無料化を発表  |
| 11.17   | NTTのドコモへのTOBが成立   |
| 11.20   | 武田総務大臣が記者会見で「メインブランドで全く新プランが発表されていない」旨発言  |
| 11.27   | 武田総務大臣が記者会見で「高いブランドに誘導する、囲い込みのスキームを堅持している。」旨発言  |
| 12.3    | NTTドコモがR3.3からの20Gバイトで月額2,980円の新料金プラン「ahamo(アハモ)」を発表   |
| 12.4    | 「携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣 <sup>*</sup> 会合」開催発表(第1回会合は9日) <sup>*</sup> 総務大臣及び内閣府特命担当大臣(公正取引委員会、消費者庁担当)  |
| 12.9    | KDDIはR3.2から、ソフトバンクは来春から自社のブランド間の移行時の手数料を原則無料とすると発表  |
| 12.18   | 総務省、携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドラインの改正を公表<br>NTTドコモがR3.4からの5G向け大容量プランの1,000円引下げ(月額6,650円)、4G主カプランの600円引下げ(60Gバイトで月額6,550円)を発表                       |
| 12.21   | 総務省、携帯電話ポータルサイト(暫定版)を公表   |
| 12.22   | ソフトバンクが、R3.3からの4G・5G向け大容量プランの1,900円引下げ(月学6,580円)、20Gバイト月額2,980円の新プラン「ソフトバンク on LINE」を、ワイモバイルについては10月発表のプランを、データ容量別に再編し、R3.2から20Gバイト月額3,780円とすることを発表 |
| R3.1.13 | KDDIが、R3.3からの20Gバイト月額2,480円(5分以内の通話かけ放題を追加トッピングすると月額2,980円)の新プラン「povo(ポヴォ)」を発表  |
| 1.29    | 楽天が4月から、データ使用量による段階的料金制への移行を発表、3~20Gバイトで月額1,980円、20Gバイト超は無制限で月額2,980円   |

(出所) 総務省報道資料及び各種報道等より作成

に設定することをSIMロックという。

<sup>22</sup> 『読売新聞』(平30.8.22)

めにTOBを実施中だったNTTグループは、TOB成立後の12月3日に2社の料金プランより更に安い、月間データ容量20ギガバイトで月額2,980円(税別、以下月額料金について同じ。)の新料金プラン「ahamo(アハモ)」を令和3(2021)年3月から提供すると発表した。これに対してソフトバンクは、12月22日に20ギガバイト月額2,980円の新プラン「ソフトバンク on LINE」を、KDDIも、令和3(2021)年1月13日に20ギガバイト月額2,480円(5分以内の通話かけ放題を追加トッピングすると月額2,980円)の新プラン「povo(ポヴォ)」を、いずれも令和3(2021)年3月から提供すると発表した。この結果、大手MNO3社の料金がほぼ横並びになることとなった。

各社の新たな料金プランが発表される中、総務省は、令和2(2020)年12月21日には利用者が自身のニーズに合ったサービスを容易に選択できるよう、関係する情報をまとめた「携帯電話ポータルサイト」(暫定版)を開設するとともに、令和2年度第三次補正予算により、利用者に対して中立的な立場で対面による相談を受ける「スマホ乗り換え相談所(仮称)」を国費によるモデル事業として実施することとしている。

携帯電話料金の引下げについては、引下げによる通信品質やアフターサービスへの影響、大手の料金引下げによる寡占状態の拡大<sup>23</sup>、事業者の収益減少による国際競争力の低下<sup>24</sup>等の懸念も指摘されている。

### (3) NHK改革

#### ア 公共放送の在り方に関する分科会とりまとめ

総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会」に置かれた「公共放送の在り方に関する検討分科会」は、インターネットによる動画配信の進展等公共放送を取り巻く視聴環境が変化する中、今後の公共放送の在り方を見据えた将来的な受信料制度の在り方について、令和2(2020)年4月から検討を進めていたが、11月に、「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ(案)」が公表され、その後、意見募集で出された意見を反映し、令和3(2021)年1月にとりまとめ(以下「とりまとめ」という。)が公表された。

分科会の議論の過程では、NHKから、①受信料還元に関する科目の設置、②中間持株会社の設置、③受信設備の設置届出義務等、④未契約者氏名(居住者情報)の照会の導入が要望された。

とりまとめにおいて、①受信料還元に関する科目の設置については、NHKの繰越剰余金が増加傾向にある<sup>25</sup>ことを踏まえ、一定水準を超える剰余金については、還元目的の「積立金」の勘定科目に計上し、受信料の引下げに充当することを義務付ける制度を導入することが適当であるとした。また、積立金が蓄積されているにもかかわらず、引下げを実施しない場合には、国民・視聴者に対してその理由について説明責任を果たすべきとしている。さらに、国会及び政府においてもNHKの予算・決算について十分なチェック機能を果たすことが求められるとした。

<sup>23</sup> 『産経新聞』(令2.10.9)

<sup>24</sup> 『日経産業新聞』(令2.9.28)

<sup>25</sup> 平成26(2014)年度の876億円から令和元(2019)年度は1,280億円に増加。

②中間持株会社の設置については、11月の案段階では、制度導入の効果についてNHKから十分に説明がなされていないとしていたが、意見募集を通じてNHKから更なる説明が行われ、経営管理部門の共通化による人員削減や重複機能の整理等による合理化・効率化などの導入の効果について、一定の具体化が図られたとした。その上で、仮に導入の場合は、(i) NHKの業務に密接に関連するものに限定するなど、直接出資を認可制とする現行の仕組みが潜脱されないよう手当てすること、(ii) 事後的に効果の検証を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講ずることを明らかにする必要があるとともに、NHKも毎事業年度検証を行い、その内容を明らかにし、国民・視聴者に説明責任を果たしていくこと、(iii) 中間持株会社の傘下の子会社からの配当等及び中間持株会社からのNHKに対する配当の在り方について、健全な運営に必要な水準を超えて剰余金が蓄積されないことを具体的に明らかとするものの3点に留意することが必要としている。

③受信設備の設置届出義務等については、既契約者や受信設備の非設置者の届出については、不要かつ不相当とする一方、受信契約を締結していない受信設備の設置者のみを対象として、設置の届出を促すことは一定の意義があるものの、実効性を確保する手段に留意することが必要としている。また、④未契約者氏名（居住者情報）の照会については、個人情報保護や照会先の負担増など多くの問題があり、導入は適当ではないとした。

さらに、とりまとめでは、受信料の公平負担のための方策として、現行の契約制を維持した上で、正当な理由がないにもかかわらず受信契約の締結に応じない受信設備設置者のみを対象として、刑事罰・行政罰と異なる民事上の担保措置としての割増金を適用することができる旨を法律で定めるのは、有力な選択肢であるとしている<sup>26</sup>。

なお、現行のNHKの放送受信規約には、受信料の支払いについて不正があったとき等の割増金や支払い延滞の場合の延滞利息についての規定が置かれている<sup>27</sup>。また、昭和55（1980）年の第91回国会（常会）には、受信料の支払義務化と併せて割増金を創設するための放送法改正案が政府から提出されたが、衆議院解散により廃案となっている。

とりまとめでは、このほか、NHKに対して、ネットワークの維持・管理等に関する民間放送事業者との協力の努力義務導入等を提言している。

総務省は、とりまとめを踏まえ、第204回国会（常会）に放送法改正案の提出を予定している。

---

<sup>26</sup> とりまとめには、現在の契約制では、未契約の段階では債権債務関係が発生せず、割増金を課すことができないという問題があるとの記述もなされている。

<sup>27</sup> 日本放送協会放送受信規約

（放送受信契約者の義務違反）

第12条 放送受信契約者が次の各号の1に該当するときは、所定の放送受信料を支払うほか、その2倍に相当する額を割増金として支払わなければならない。

(1) 放送受信料の支払いについて不正があったとき

(2) 放送受信料の免除の事由が消滅したにもかかわらず、その届け出をしなかったとき

（支払いの延滞）

第12条の2 放送受信契約者が放送受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、所定の放送受信料を支払うほか、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を支払わなくてはならない。

## イ NHK経営計画（2021-2023年度）

NHKの受信料は、令和2（2020）年10月から2.5%の引下げを実施したが、武田総務大臣は、11月12日の衆議院総務委員会で、NHKは公共放送としてコロナ禍において、家計の負担を減らす受信料の値下げに着手することがあるべき姿だとして、受信料引下げを求める発言を行った<sup>28</sup>。これに対して前田NHK会長は12月3日、記者会見で、下げたいのはやまやまだが、ただ下げれば済むものでなく、下げられる環境を一刻も早く整えるのが私の役割である旨の発言を行った。また、森下NHK経営委員長は、12月22日に、受信料引下げについて執行部でしっかり検討してもらいたい旨の発言を行っていた<sup>29</sup>。そして、令和3（2021）年1月13日に決定された「NHK経営計画（2021-2023年度）」<sup>30</sup>（以下「経営計画」という。）において、8月に公表された計画案に盛り込まれていなかった受信料の値下げを令和5（2023）年度に行う方針が盛り込まれた。

経営計画によると、コスト圧縮、繰越金の取り崩し、新放送センターの建設計画の抜本的な見直しにより、700億円の還元原資を確保し、令和5（2023）年度に受信料の値下げを行うとしている。また、衛星付加受信料<sup>31</sup>の見直しを含めた総合的な受信料の在り方について導入に向けた検討を行うとしている。さらに、受信料値下げの詳細の決定にあわせて経営計画の修正を行うとしているが、菅総理大臣は、第204回国会（常会）の施政方針演説（令和3（2021）年1月18日）において、月額で一割を超える受信料引下げにつなげる旨の発言を行った。

なお、経営計画には、現行の衛星放送の2K<sup>32</sup>のうち1波を令和5（2023）年度中に削減すること、ラジオについても第1、第2、FMの3波を令和7（2025）年度にAM、FMの2波に整理削減する方向で検討すること等が盛り込まれている。

インターネット等の多メディア化や通信と放送の融合が進む中で、今後も公共放送や受信料の在り方について広く議論が行われることが予想される。

### （4）デジタル時代における郵便局（郵便局における地方自治体からの受託事務の拡大等）

日本郵政は、令和2（2020）年11月13日に、令和3（2021）年5月に策定予定の次期中期経営計画のベースとして「日本郵政グループ中期経営計画（2021～2025）の基本的考え方」（以下「考え方」という。）を公表した。考え方では、真の「トータル生活サポート企業グループ」を目指すとして、そのための取組として①まずは、かんぽ生命の不適切販売問題等により失った信頼の回復に向けた取組を推進し、お客様本位の企業グループに生まれ変わることを、②リアルネットワークである郵便局とDXを組み合わせ、リアルとデジ

<sup>28</sup> 第203回国会衆議院総務委員会議録第2号8～9頁（令2.11.12）

<sup>29</sup> 『毎日新聞』（令2.12.23）

<sup>30</sup> NHKはこれまで自主的に経営計画を策定してきたが、令和元年の改正放送法（令和元年法律第23号）により、中期経営計画の策定義務付けや予算国会提出時の経営計画の添付が規定された。今回の経営計画は法改正後最初の経営計画となる。

<sup>31</sup> 地上放送に加え衛星放送を受信する場合の衛星契約の受信料は、地上契約の受信料に衛星付加受信料を加えた金額となっている。

<sup>32</sup> 「K」は1,000の意味で、2Kは画素数2,000の放送で、NHKの衛星放送では、4K、8Kではない従前から放送されている「BS1」及び「BSプレミアム」のこと。

タルの融合により新たな価値を創造すること、③地域社会への貢献の3つを掲げている。

郵便局ネットワークの活用や地域社会への貢献に関しては、従前から一部の郵便局において、地方自治体からの委託を受け、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）」（以下「郵便局事務取扱法」という。）に基づく住民票の写しや戸籍謄本の交付等の事務のほか、公営バス回数券の販売などの事務が行われていた<sup>33</sup>。令和元（2019）年7月29日からは、初の試みとして長野県泰阜（やすおか）村が、村の南部にある支所の25の業務について、郵便局に包括的に委託し、郵便局において事務が行われることとなった<sup>34</sup>。同様の取組は令和3（2021）年1月現在、5つの地方自治体に拡大している<sup>35</sup>。しかしながら、転入・転出等の住民異動届の受理や印鑑登録の登録・廃止の事務は制度上郵便局への委託ができず、泰阜村では郵便局に村の職員を常駐させることで対応している。そこで、泰阜村等は令和2年地方分権改革に関する提案募集において、郵便局で取扱い可能な事務の拡大について提案を行った。これについては「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2（2020）年12月18日閣議決定）において転出届の受付や印鑑登録の廃止申請の受付等について郵便局の取扱い事務に追加することとされた。一方で、転入届の受理や印鑑の登録申請の受付については認められなかった。郵便局での取扱事務の拡大等については、第204回国会（常会）に提出予定の第11次地方分権一括法において郵便局事務取扱法の改正が行われる予定である。

また、マイナンバーカードの利便性向上や取得促進について検討を行っていた「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」は、国民の利便性が向上するとして、地方自治体から委託を受けた郵便局でマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等を可能にするとの取組方針を決定した。この方針は、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2（2020）年12月25日閣議決定）の一部として了承され、政府は、第204回国会（常会）提出予定の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）」の一部として郵便局事務取扱法の改正を予定している。

総務省は、令和元（2019）年から3年間の予定で、郵便局と地方自治体等との連携により、地域の諸課題の解決や利用者の利便向上を推進するため、買物支援や児童・高齢者の見守り等の実証を行い、モデル事業として全国に普及展開する「郵便局活性化推進事業（郵便局×地方自治体等×ICT）」を実施するとともに、令和2（2020）年11月から「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」を開催し、AI×データ時代（Society5.0）における郵政事業の在り方や地方自治体等と連携した住民サービスの一層の向上等について検討を行っている。今後、全国2万4,000の郵便局ネットワークを活用したデジタル時代の郵政事業の在り方について一層の議論が進むことが予想される。

（あらい ゆきまさ、みながわ けんいち）

<sup>33</sup> 2020年3月末現在、約254の地方自治体から事務を受託し、約4,000カ所の郵便局で実施。

<sup>34</sup> 郵便局での事務取扱に伴い当該支所は廃止となった。

<sup>35</sup> 泰阜村以外は、石川県加賀市（令和元（2019）年10月から）、福島県二本松市（令和2（2020）年6月から）、静岡県東伊豆町（同年10月から）、茨城県大子町（同年11月から）。